道内の矯正施設の紹介（刑務所，少年院，少年鑑別所）

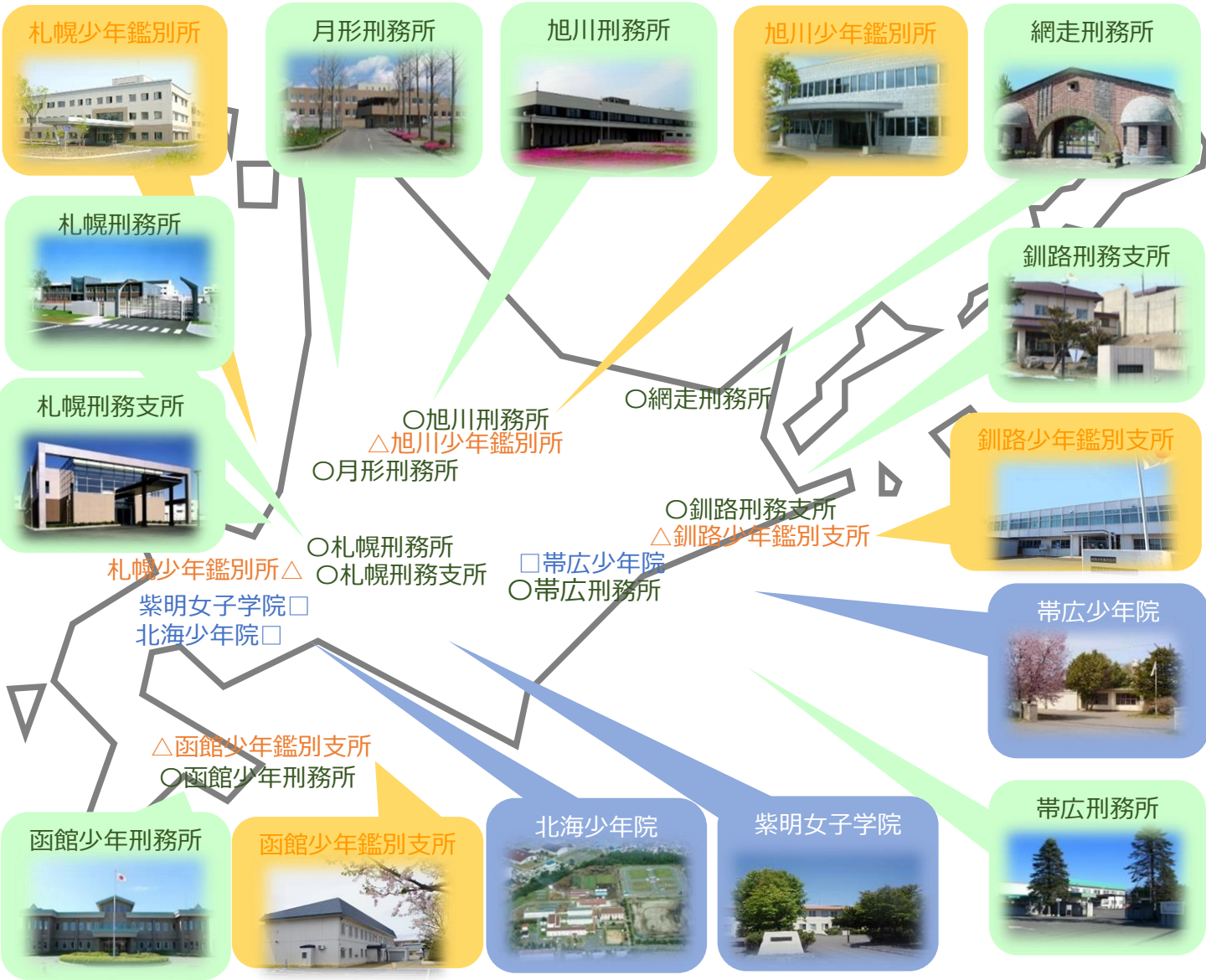

わかりやすく表示するため，実際の位置とは異なります

刑事施設（○刑務所・少年刑務所）

刑事施設には，「懲役受刑者，禁錮受刑者などを収容する**刑務所**」，「少年受刑者などを収容する**少年刑務所**」があります。また，今回紹介していませんが、「被告人，被疑者など，主に刑の確定していない人を収容する**拘置所**」（札幌拘置支所，室蘭拘置支所，名寄拘置支所）もあります。

受刑者の処遇は，個々の受刑者に最も適した処遇計画を立て，各種作業，職業訓練，改善指導，教科指導などを行っています。

□少年院

少年院は，家庭裁判所から保護処分として送致された少年等を収容し，矯正教育等を行っています。矯正教育は，在院者の特性に応じた目標，内容，実施方法等を定めた個別の教育計画を策定し，生活指導，職業指導，教科指導，体育指導，特別活動指導を行います。また，社会復帰支援として，修学・就労の支援，帰住先の確保，医療・福祉機関と連携した支援などを行っています。

△少年鑑別所

少年鑑別所は，主として家庭裁判所から観護措置の決定によって送致された少年を収容するとともに，家庭裁判所が行う少年に対する審判等のため，専門的な知識に基づいて鑑別を行います。また，地域社会における非行及び犯罪の防止のため，一般の方や学校の先生等からの相談に対し，助言その他必要な援助を行っています。